

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

年 末 年 始 に お け る 感 染 防 止 対 策 の 徹 底 に つ い て

平素より、介護サービス利用者への新型コロナウイルス感染防止対策にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数は、10月下旬以降増加傾向にあり、12月14日には9千人を超えるなど、予断を許さない状況が続いています。

高齢者施設等においても、12月1日から本日までの22日間で37箇所（県所管分のみ）の施設・事業所でクラスターが発生するなど、感染拡大が強く懸念される状況となっています

今後、クリスマスや年末年始を控えて、人と人との接触機会がさらに増加することが懸念されるため、管理者の皆様におかれましては、令和4年12月1日付け福岡県介護保険課長通知「オミクロン株対応の福岡コロナ警報の発動について」（別添）を再度確認していただき、感染防止の取組を徹底するとともに、陽性者が発生した場合には所轄の保健所と連携して感染拡大防止対策を迅速に実施していただきますようお願いいたします。

また、家庭内での感染も多く見られることから、職員に対して、ご家族の健康管理にも十分留意するよう併せてご指導いただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL：092-643-3251

監査指導第二係 TEL：092-643-3319

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の発動について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数は、10月下旬以降、増加傾向にあり、病床使用率は、11月21日に新設した「オミクロン株対応の福岡コロナ警報（福岡オミクロン警報）」の発動の目安である30%を上回っている状況です。また、全国の旅行支援や外国人の入国制限の緩和等もあり、人の動きは活発となっており、クリスマスや年末年始を控え、人と人との接触機会が更に増加することが見込まれます。

今後、季節性インフルエンザが流行する可能性もあり、コロナの感染が更に拡大すれば、医療への負荷が高まる恐れがあることから、県民・事業者の方々へ感染防止対策の確認と徹底をお願いするため、本日、「福岡オミクロン警報」を発動しました。

県では、発熱外来のひっ迫を回避し、必要な方が適切に医療にアクセスできるようにするための取組を進めてまいります。

高齢者施設等に対しての要請については別紙のとおりとなっております。

感染再拡大の防止を図るため、こうした取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

<参考資料>

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の発動について

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL：092-643-3251

監査指導第二係 TEL：092-643-3319

第 66 回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（参考資料抜粋）

「高齢者施設等に対する要請」

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象とした検査事業を活用し、職員及び新規入所者等の受検を促すこと。（特措法第 24 条第 9 項）
- ② 業務継続計画を早期に策定し、平時から感染症発生時における業務継続の体制を確保すること。
- ③ 施設内や送迎車両内における効果的な換気を徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ⑤ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ⑥ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大した場合は、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること。
- ⑦ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑧ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑨ 市町村と連携し、希望する入所者等へのワクチン接種を速やかに実施すること。
- ⑩ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑪ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。